

【取引③】

非課税期間が終了するファンド（2020 年分）を課税口座でも保有している場合で、課税口座の同一ファンドを解約する場合（約定日・受渡日ともに2025年1月以降）

- ・ ファンドを全部解約する場合、2020 年分については課税口座へ払い出された後であり、**2020 年分を含めて全額解約**されます。

【事例】ファンド（課税口座分）の全部解約

取引内容：投資信託Aファンド全額（100万円・課税口座分）の解約
（AファンドをNISA口座で200万円分保有しており、かつ
内100万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し）

申込日：2024年12月30日

約定日：2025年1月6日

受渡日：2025年1月9日

⇒ 200万円のうち100万円分は課税口座へ払い出されます。本件では約定日が課税口座へ払い出された後であるため、「全額」の中には課税口座へ払い出された数量が含まれることになり、解約される数量は課税口座全額である200万円となります。

以上